配合るの典語中金

平成22年9月から国家公務員共済組合の年金の掛金率(組合員負担)が

7.754%になります。

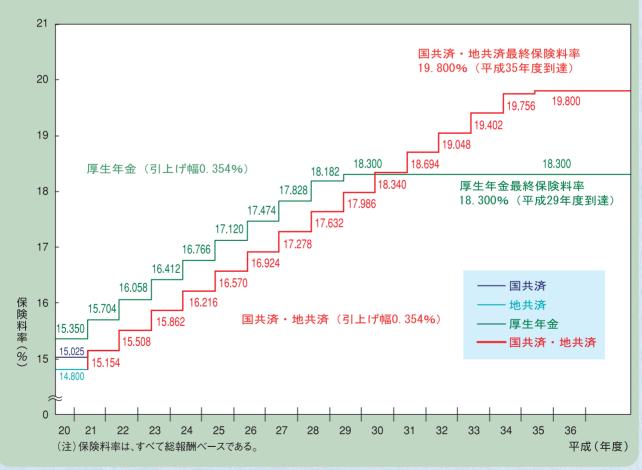
平成25年までの掛金率は、平成21年の財政再計算により次のとおりとなっています。なお、保険料は、組合員と使用者である国等が折半して負担することとされています。

(単位:%)

	現 行	22年9月~	23年9月~	24年9月~	25年9月~
掛金率	7.577	7.754	7.931	8.108	8.285
負担金率	7.577	7.754	7.931	8.108	8.285
保険料率	15.154	15.508	15.862	16.216	16.570

保険料率の見通し

国家公務員共済組合(以下「国共済」という)及び地方公務員共済組合(以下「地共済」という)の保険料率は、平成21年の財政再計算の結果、平成21年9月に同一の保険料率(15.154%)となり、平成22年9月以降は、毎年、厚生年金の引上げ幅と同率の0.354%ずつ引き上げていき、平成35年9月に19.8%となり、その後は一定となると見込んでいます。



国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎 TEL 03-3222-1841(代表) http://www.kkr.or.jp

年金制度改革の動向

内閣総理大臣を議長とする「新年金制度に関する検討会」において、新しい年金制度を創設するための検討が行われていますが、平成22年6月29日、同検討会より新年金制度の7つの基本原則を含む「新たな年金制度の基本的考え方について(中間まとめ)~安心・納得の年金を目指して~」が公表されました。具体的な制度の内容は、この基本原則について国民的な議論を行った上で、その議論の内容も踏まえながら検討する、とされています。

◆ 新年金制度の基本原則

1. 年金一元化の原則(全国民が同じ一つの年金制度に加入すること)

- ・違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

2. 最低保障の原則 (最低限の年金額の保障があること)

- ・最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

3. 負担と給付の明確化の原則(負担と給付の関係が明確な仕組みにすること)

- ・また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

4. 持続可能の原則(将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること)

- ·これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

5. 「消えない年金」の原則(年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること)

・年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することより、 加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

6. 未納・未加入ゼロの原則 (年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと)

7. 国民的議論の原則(国民的な議論の下に制度設計を行うこと)

- ・年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、 国民的な議論に基づき改革を進めます。
- ※ 国家戦略室の「新年金制度に関する検討会」に関する情報については、KKRホームページからもアクセスできます。 どうぞご覧ください。

(http://www.kkr.or.jp ⇒ 「新年金制度に関する検討会」等へのリンク、または、年金制度改革 ⇒ 年金制度に関する審議会等 ⇒ ○国家戦略室・最新情報(首相官邸ホームページ)

●「新年金制度に関する検討会」等)